

(5) 理事部自置州費業務州各支部の各該支部職員等、並に事務局長等、協同して、
 (6) 組合部理事八人、十一月五日、市会より送附の組合部同僚の事として

標記争議解決後、状勢左記、通りニ有之

記

一 電 氣 局 側

既報、市電争議ニ關スル市會検査委員會ハ豫備費ヨリ流用セル五萬八千圓、按察費使途不明問題其、他ニ依リ紛糾シタル模様ナリシモ、十一月二十六日開催、市會ニ於テ検査委員會、報告ヲ承認セラレタルカ、山下電氣局長ハ過敏ノ市電争議ノ責任ヲ表面ノ理由トシテ十一月二十七日市長ニ對シ、辭職願ヲ提出セリ

二 組 合 本 部 ノ 動 靜

(1) 執行委員會ノ開催状況

十一月二十六日午後一時五十分ヨリ全四時迄、組合本部ニ於テ執行委員會ヲ開催セルカ狀況左ノ通り

(2) 出席者 熊本 以下十三名 (議長、熊本利男)

(3) 報 告

a. 再要求ノ回答ニ關スル件 熊本

回答ニ對シテハ當局ニ側面的ヨリ吾々トシテ出来得ル限り努力シタル結果、整理手當(九十九名)四萬八千圓ヲ獲得スヘク執拗ニ交渉シ並ニ具体化スル事ト思フ、檢針手ノ問題ハ全負復職ニ解決セリ、一圓八十五錢以下ノ問題其、他ノ点ニ對シテモ交渉セルカ最モ中心問題ハ整理手當ノ獲得ニアルカ市會ノ關係上明言ヲ得サルカ目下ノ処理事者ハ考慮中ニシテ最後の回答モ目前ニ迫リ居ル状態ナリ、

職場大衆ハ退職金ノ下附ヲ要望シツ、アルカ組合トシ